

両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）のご案内

育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した**中小企業事業主**に支給します。令和6年4月1日以降に制度利用を開始した場合が対象となります。

おもな要件

- **柔軟な働き方選択制度等**（下記の表）を**2つ以上導入**
- 柔軟な働き方選択制度等の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との**面談を実施**し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだ**プランを作成**
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が**柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用**
- 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を策定・届出**していること

	支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円
育児休業等に関する情報公表加算	2万円 (1回限り)

制度名称	フレックスタイム制/ 時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/ 法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/ 始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	合計20日以上制度利用			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助	合計20時間以上取得

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。※ **1事業主1年度について制度利用者5人まで支給**

★「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」の作成について

- ・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「育休復帰支援プラン」策定マニュアルを参考にしてください。
- ・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、企業のプラン策定を無料で支援しています。詳細はHPをご覧ください。

◎その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、
愛媛労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。

〒790-8583 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
TEL089-935-5222

厚生労働省 両立支援等助成金 検索

